

消食表第 880 号
6 新食第 1666 号
6 消安第 3987 号
6 水漁第 1053 号
令和 6 年 10 月 15 日

全国水産物商業協同組合連合会会長
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
日本チェーンストア協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人全国水産卸協会会長
全国水産物卸組合連合会会長

消費者庁食品表示課長
農林水産省新事業・食品産業部食品流通課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
水産庁漁政部加工流通課長

オオズワイガニの名称の適正表示について

日頃から、水産物の適正表示の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、水産物の名称の表示につきましては、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）により、生鮮食品、加工食品ともに、名称の表示が義務付けられているところです。

また、魚介類は、種により品質や価格に違いがある場合が多いことから、食品表示基準 Q&A（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号消費者庁食品表示企画課長通知）別添「魚介類の名称のガイドライン」において、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種ごとの名称を表示することが求められています。加えて、同ガイドラインにおいては、地域特有の名称（地方名）があるものについては、その地方名がその内容を表すものとして一般に理解される地域においては、その地方名を表示することができることとされ、その地方名が一般に理解される地域以外の地域においても販売される場合は、消費者がその魚介類の種を明確に識別できるよう地方名に標準和名を併記することが求められています。

こうした中、昨今、北海道で水揚量が増加している「オオズワイガニ（*Chionoecetes bairdi*）」について、「ズワイガニ（*Chionoecetes opilio*）」とは、明確に品質や価格に違いがあるにもかかわらず、「オオズワイガニ」か「ズワイガニ」かを明確に識別できないような名称で販売されているケースが散見されております。

つきましては、今一度、「魚介類の名称のガイドライン」に基づいた適正な表示が行われるよう、関係業者への指導の徹底をお願いいたします。

魚介類の名称のガイドライン（抜粋）

1 魚介類の名称（一般ルール）

① 魚介類の種ごとの名称の表示

魚介類は、種により品質や価格に違いがある場合が多いため、消費者の商品選択に際し種名は重要な情報となることから、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種ごとの名称を表示してください。

(略)

3 地方名

地域特有の名称（地方名）がある魚介類については、その地方名がその内容を表すものとして一般に理解される地域においては、その地方名を表示することができます。ただし、その地方名が一般に理解される地域以外の地域においても販売される場合は、消費者がその魚介類の種を明確に識別できるように地方名に標準和名を併記してください。